

丸忠物産有限会社 人材事業部 (HR)  
特定在留カード等 (在留カード×マイナンバーカード一体化)  
本人確認・入社手続きチェックリスト (社内共有用)

更新日: 2026-05-21

対象: 受入企業の人事・総務/現場責任者/委託先 (登録支援機関・社労士等) 連携担当

目的: 施行日前後の「手戻り」「確認漏れ」「個人情報事故」を減らす

※本資料は、公式一次情報に基づく一般的な整理です。

※券面・経過措置・自治体/入管の運用等で実務は変わり得ます。最終判断は個別確認が必要です。

---

## 0. まず結論 (この資料の使い方)

---

- 1) 施行日 (2026/06/14) を社内カレンダーに固定する
- 2) 入社手続きの「本人確認」と「マイナンバー取扱い」を同時に棚卸しする
- 3) 帳票 (入社案内・誓約書・委託契約) を更新し、現場に周知する
- 4) 直前期 (~6/14) に、問い合わせ窓口とエスカレーションを決める

よくある落とし穴

- ・カードの“見た目”が変わる = 確認項目が増える、とは限らない (まずは公式確認)
- ・「ついコピーを保管し過ぎる」 → 個人情報/マイナンバー事故の原因
- ・委託先 (支援・手続) と役割分担が曖昧 → 申請や確認が滞る

---

## 1. 重要日程（一次情報ベース）

---

### 【運用開始（施行日）】

- ・ 2026年6月14日（令和8年6月14日）
  - ↳ e-Govの概要PDFで、施行期日として記載
  - ↳ 入管庁の重要案内（2026/5/19時点）では、2026/6/14以降の新様式に関連して「1歳以上16歳未満」のオンライン申請システムの更改予定を含むため、必ず個別確認

### 【様式等の命令】

- ・ 2026年3月27日
  - ↳ e-Gov資料で「命令は本日公布」と明記（意見募集結果）

### 【法改正（根拠法）】

- ・ 改正入管法等（令和6年法律第59号）：公布 2024年6月21日（成立 2024年6月14日）

### 注意

- ・ 申請の受付開始日、経過措置（既存カードの扱い）等は、公式案内で最新版の個別確認が必要

---

## 2. 受入企業：施行日前（～2026/6/14）にやること

---

### 【A】入社手続フローの棚卸し（現状把握）

- 入社時に「何を確認しているか」（在留資格/在留期間/就労制限等）を一覧化
- 誰が確認するか（人事/現場/支援担当）と、判断基準（NG・保留）を明文化
- 証憑の保存方針（保存する/しない、保存期間、保管場所）を決める

### 【B】マイナンバー取扱い（事故防止）

- 収集する目的（年末調整/社保等）を明確化（目的外利用の防止）
- 収集担当者、保管方法、アクセス権限、廃棄手順を決める
- 「現場で写真を撮らない」「個人端末に保存しない」等のルールを周知

### 【C】帳票・案内文（文言の更新）

- 入社案内：提出物・確認物の記載が古くないか（施行日をまたぐケースを想定）
- 雇用契約・誓約書：本人確認・情報提供の同意文言を点検
- 委託契約：支援・手続の役割分担（誰がどこまで）を明確化

---

### 3. 施行日以降（2026/6/14～）の運用ポイント（想定）

---

※ここは「想定」整理です。券面・経過措置・運用通知で変わる可能性があります。

#### 【A】 本人確認：現場の迷いを減らす

- 新旧カードの混在を想定し、「確認項目は共通」「様式差は別紙」など運用を工夫
- 不明点が出たときの一次確認先（入管庁ページ）と、社内エスカレーションを決める

#### 【B】 写しの取り扱い

- 「必要以上のコピー保管」をしない（事故リスク低減）
- 例外的に写しが必要な業務がある場合は、根拠と保存期間を明文化

#### 【C】 支援・手続の連携

- 委託先（登録支援機関/行政書士等）と、問い合わせ窓口・回答期限を定める
- 制度変更時の「情報共有→手順書改定→現場周知」のサイクルを作る

---

#### 4. 直前～直後に起きやすいQ（社内向け回答テンプレ）

---

Q1. 施行日はいつ？

A. 一次情報（e-Gov概要PDF）では 2026/6/14。申請開始日・経過措置は公式案内で確認が必要。

Q2. 既に在留カードを持っている社員は、すぐ切替が必要？

A. 経過措置や切替要否は公式案内で個別確認が必要（断定しない）。

Q3. 入社手続でカードのコピーは必須？

A. 業務目的と社内ルールにより異なる。必要最小限とし、保管方法/期間を明確化。

Q4. 現場から「何を見ればよいか分からない」と言われたら？

A. 本資料のチェック項目に沿って確認し、判断保留は人事へエスカレーション。

Q5. 16歳未満（子ども）の在留カードの顔写真はどうなる？

A. 公式案内では、これまで16歳未満は顔写真が省略されていたが、2026/6/14以降に交付する在留カードは公式情報で個別確認が必要。

---

## 5. 公式一次情報（必ず最新版で確認）

---

- ・ e-Gov（概要PDF）：関係政令整備等及び経過措置（施行期日：令和8年6月14日）  
<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000301379>
- ・ e-Gov（意見募集結果）：特定在留カードの様式等に関する命令案（本日公布）  
<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000310361>
- ・ 日本法令索引：改正入管法等（令和6年法律第59号）  
<https://hourei.ndl.go.jp/simple/detail?current=-1&lawId=0000164838>
- ・ 出入国在留管理庁：特定在留カード等交付申請（案内ページ）  
<https://www.moj.go.jp/isa/tokutei.html?hl=ja>
- ・ 出入国在留管理庁：在留カードとは？（2026/6/14から新様式等）  
[https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/whatzairyu\\_00001.html?hl=ja](https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/whatzairyu_00001.html?hl=ja)
- ・ 出入国在留管理庁：【重要】新様式の在留カード等交付に係る1歳以上16歳未満の方の顔写真の提出について  
[https://www.moj.go.jp/isa/11\\_00093.html](https://www.moj.go.jp/isa/11_00093.html)

### 相談の前に揃える情報（目安）

- 業種・事業所情報、採用人数、入社希望時期
- 現行の入社手順フロー（本人確認・マイナンバー取扱い）
- 委託先（支援・手続）の契約範囲/担当者

### 免責

本資料は一般情報です。法令・命令・運用は変更されることがあります。  
最終判断は最新の公式情報の確認と、必要に応じ専門家への相談を推奨します。